

# 新型コロナウイルスに関する町長メッセージ

町民の皆さまには、週末における不要不急の外出の自粛や、学校の臨時休校、公共施設における利用制限など、大変なご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

4月7日（火）、安倍総理大臣が『緊急事態宣言』を発令いたしました。埼玉県も実施区域に含まれており、大野埼玉県知事から埼玉県が実施する「緊急事態措置」について発表がありました。

皆野町では、同日に「皆野町対策本部」を設置するとともに、政府対策本部、県対策本部及び近隣市町村対策本部と連携を図り、感染の拡大防止に向けて下記のとおり取り組んでまいります。町民の皆さまには、引き続きご理解とご協力をいただくとともに、冷静な対応をお願い申し上げます。

## 記

### 1 不要不急の外出の自粛をお願いします

※ 通院、生活必需品の買い物、職場への出勤、散歩などの生活維持に必要な場合は除きます。

### 2 ① 換気の悪い「密閉空間」、② 多くの人が集まる「密集空間」、③ 間近で会話や発声する「密接場所」の 3 条件がそろう場所を避けてください。

### 3 小・中学校、幼稚園の臨時休校（園）について

※ 小・中学校は、4月13日（月）から5月6日（水）まで臨時休校、幼稚園は、4月14日（火）から5月6日（水）まで臨時休園いたします。

### 4 公共施設における利用制限について

※ ふれあいプール・ホット、長生荘、文化会館、総合センター（公民館）、各種体育施設等の利用については、5月10日（日）まで休止いたします。なお、今後の状況により変更になる可能性があります。

### 5 「こまめな手洗い」や「咳エチケット」の徹底をお願いします

令和2年4月9日

皆野町長 石木戸 道也

# 新型コロナウイルスに関する重要なお知らせ

## ●国による『緊急事態宣言』について

4月7日（火）、新型コロナウイルスが国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ全国的かつ急速なまん延により国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、安倍総理大臣が『緊急事態宣言』を発令しました。

実施区域	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県（7都府県）
実施期間	令和2年4月7日（火）から 5月6日（水）まで
主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○感染防止へ国民の一層の協力を求めるとともに、医療体制の強化を図る。</li><li>○人との接触を7～8割削減することをめざし、不要不急の外出自粛を要請する。</li><li>○日本経済は戦後最大の危機に直面していることから、事業規模108兆円の経済対策を実施する。</li><li>○個別に（休業）補償は行わず、困難な状況にある人に現金を給付する。</li></ul>

## ●埼玉県による緊急事態措置の実施について

埼玉県においては、まだ急激な感染拡大やクラスター連鎖が発生するような状況には至っていませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や、鉄道網・高速道路に沿う形で感染者が拡大しております。

そのため、首都圏一体となって、ヒト移動に伴うリスクを軽減するための対策を講じていくことが効果的と考えます。

国による『緊急事態宣言』発令を受け、埼玉県では県内全域に対して以下のとおり「緊急事態措置」を実施します。

### 1 外出自粛を要請

県民の皆さまに対して、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。

特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりについて自粛を要請いたします。

### 2 多数の者が参加するイベント開催についてのお願い

事業者の皆さまに対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。

### 3 県立学校への休業を要請

県立学校（特別支援学校を含む）について、県教育委員会に対して休業を要請いたします。県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

### 4 生活必需品の物資確保についてのお願い

生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。買い占めや売り惜しみなどについては、躊躇なく対応してまいります。

# 埼玉県知事からの

## 「新型コロナウイルス感染拡大防止」のお願い

令和2年4月6日（月）、大野元裕埼玉県知事から県民の皆さまへの注意喚起を目的とした「新型コロナウイルス感染拡大防止」について、県内市町村長宛に通知がありました。

通知の内容は、以下のとおりです。

### 自治会などの総会などにあたっての 「新型コロナウイルス感染拡大防止」のお願い

県民の皆さまには、4月19日までの間、週末における不要不急の外出や平日における都内への外出の自粛に御理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

本県では、まだ急激な感染拡大やクラスターが次々と生まれるまでには至っておらず、何とか持ちこたえている状況です。

その一方で、東京都の感染者数は先月下旬から急激に増加しています。埼玉県と東京都は、日々多くの人や物が往来しており東京の状況とは無関係ではありません。

急激な感染拡大を防ぐために、今がまさに踏ん張りどころと考えております。

さて、4月は年度の変わり目であることから、自治会、各種団体、PTAなどの皆さまにおかれましては、ぜひ下記の事項に注意し、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 自治会や各種団体の総会などの開催に当たっては、中止や延期、又は会則に定めがある場合には書面での評決などの工夫をお願いします。
- 2 開催する場合には、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が同時に重なるような集まりは避けるよう行動してください。
- 3 数名以上の会食で感染が広まった事例も報告されていますので、集まりの前後の懇親会などは控えてください。なお、集会所や自宅などでの開催についても同様に控えてください。
- 4 日常生活においては、手洗い、咳エチケットについて徹底してください。